

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	児童老人会館管理運営事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市児童館条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		3,366	
			平成23年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	3,366
			平成24年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	3,366
			平成25年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	3,366
具体的な実施内容	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。					
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な遊びの場所を提供する。 ・児童の知識の普及向上。 ・健全な遊びや行事をととし、情操を豊かにする。 ・老人には憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図る。 					
事業の効果	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図っている。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 市民課、教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	人権教育・啓発事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市人権教育・啓発推進計画			
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	家庭・学校・地域社会・企業など、あらゆる世代や場において、様々な人権問題についての教育や啓発が推進される必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		4,435	
			平成23年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	4,635
			平成24年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	4,635
			平成25年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	4,635
具体的な実施内容	同和問題をはじめあらゆる人権問題の理解と認識を高めるため、講演会の開催や街頭啓発などを実施する。					
事業の目的	市民一人ひとりの生命と人権を尊重し、差別を許さないまちづくりを推進する。					
事業の効果	市内に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための啓発活動を推進し、市行政をはじめ、関係組織・団体との連携を強めて市全体の人権意識の高揚を図ることができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	地域センター推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター条例施行規則			
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		20,098	
			平成23年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	21,818
			平成24年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	21,266
			平成25年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	21,818
具体的な実施内容	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。					
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するために講座の開設、就労相談等さまざまな相談事業や生活改善事業等を実施する。					
事業の効果	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	男女共同参画推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	男女共同参画社会基本法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		京都府男女共同参画条例			
	(2)男女共同参画社会の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	男女共同参画に関する啓発や学習機会の充実が不十分である。	平成22年度 予算現額			4,913	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図るとともに、月2回女性相談事業を開催する。	女性の登用率の向上 30% フォーラムの参加者数 350人	5,113
			平成24年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図るとともに、月2回女性相談事業を開催する。	女性の登用率の向上 30% フォーラムの参加者数 350人	5,113
			平成25年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図るとともに、月2回女性相談事業を開催する。	女性の登用率の向上。 30% フォーラムの参加者数 350人	5,113
具体的な実施内容	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。また、新規事業として女性相談事業を行い、多様な女性の悩みや相談に対応することとした。					
事業の目的	一人でも多くの市民が、男女共同参画の意義を理解し、家庭や職場、地域活動等に活かす。					
事業の効果	男女が、共に支え合い、誰もが住みよいまちづくりの実現。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者虐待防止事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律			
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(3)虐待事象への対応					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者の虐待が深刻な状況下にある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		271	
			平成23年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。	虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	271
			平成24年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。	虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	271
			平成25年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。	虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	271
具体的な実施内容	高齢者虐待防止ネットワーク委員を委嘱し、ネットワークを構築する。高齢者の支援策の協議等の実施で支援体制の強化を図る。 高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進める。					
事業の目的	総合的な虐待防止体制の強化。					
事業の効果	虐待の早期発見・早期対応ができるように、地域ぐるみのネットワークの充実を図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	要保護児童対策事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	児童福祉法		
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱		
	(3)虐待事象への対応				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	児童虐待事案が全国的増加し、社会問題となっている。虐待を早期に発見し適切な保護を図る必要がある。養育困難家庭への継続的且つ適切な支援が必要である。	平成22年度 予算現額			445
		平成23年度	要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)の開催。(要保護・要支援児童の情報の共有、援助方針の確認。研修等の開催。)	児童虐待の予防と早期発見 適切な保護(援助活動) 地域子育て力の育成	585
		平成24年度	要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)の開催。(要保護・要支援児童の情報の共有、援助方針の確認。研修等の開催。)	児童虐待の予防と早期発見 適切な保護(援助活動) 地域子育て力の育成	585
		平成25年度	要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)の開催。(要保護・要支援児童の情報の共有、援助方針の確認。研修等の開催。)	児童虐待の予防と早期発見 適切な保護(援助活動) 地域子育て力の育成	585
具体的な実施内容	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童、要支援児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置、その機能を果たす。(代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催し情報の共有、援助方針を確認する。研修等も開催。)	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	児童虐待の予防、早期発見、適切な保護等、養育困難家庭を支援し、児童の心身ともにすこやかな育ちを支援する。				
事業の効果	要保護児童、要支援児童の予防、早期発見、適切な保護により児童福祉の推進に資する。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	自治振興組織推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(1) 地域との協働の推進					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	過疎化・高齢化が進むとともに、地域間のつながりが無くなっている今日、地域と行政が一体となり地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざすための自治振興組織が設立されたが、経験やノウハウを持つ行政の支援が必要である。	平成22年度 予算現額			7,500	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500
			平成24年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500
			平成25年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500
具体的な実施内容	南丹市の自治振興組織が行う活動への支援					
事業の目的	地域振興					
事業の効果	地域振興の中心的組織として、市と連携した業務推進が図れる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：八木支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	自治振興会館整備事業	細事業名		新継区分	新規事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市公の施設の管理に関する条例		
	2 住民自治の地域づくりを進める				
	(2)地域づくり				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	現在、八木支所管内には5つの自治振興会館があり、そのうち東地区及び神吉地区の建物については、老朽化が著しく建替えが必要な状況となっている。特に神吉地区自治振興会館は、臨時避難所に指定されているが、土砂災害に伴うH20年度現地調査で特別警戒区域に入ったため、早急な施設整備等が必要となっている。	平成22年度 予算現額		0	
		平成23年度	神吉区自治振興会館 調査設計委託 一式	神吉地区自治振興会館の建替えに向けての実施設計書の作成。	5,000
		平成24年度	神吉区自治振興会館 既存建物除却工事 一式、建物 建設工事 一式、 監理委託 一式 東地区自治振興会館 調査設計委託 一式	・前年度調査設計に基づき、神吉地区自治振興会館整備工事の実施。 ・東地区自治振興会館の建替えに向けての実施設計書の作成。	36,000
		平成25年度	東地区自治振興会館 既存建物除却工事 一式、建物 建設工事 一式、 監理委託 一式	・前年度調査設計に基づき、東地区自治振興会館整備工事の実施。	31,000
具体的な実施内容	老朽化した自治振興会館の整備を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	安心安全に活用できる施設として活用できるよう建替える。				
事業の効果	地域市民・各種団体のコミュニティ活動の拠点、また、市民のまちづくりへの参加と協働の推進をするための拠点施設となる。また、災害時の避難所としての役割も果たすことができる。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	自治振興補助事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市自治振興補助金交付要綱		
	2 住民自治の地域づくりを進める				
	(2)地域づくり				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	行政区が所有・管理する集会所や公園等の活動拠点施設の整備や改修を行うにはまとまった費用を要するが、厳しい区の財政事情もあり市として適切な支援を行う必要がある。	平成22年度 予算現額			11,500
		平成23年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	11,200
		平成24年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	21,200
		平成25年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	11,200
具体的な実施内容	行政区が主体となって行う事業(集会所の新築や改築、公園等の新設や改良等)に対し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付することで、集落の活性化と自主的な活動を支援する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	地域社会の健全な発展やコミュニティ形成推進の支援を図る。				
事業の効果	自治振興や地域コミュニティ推進の拠点となる集会所や公園等の整備を円滑に推進することができる。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	集落活性化支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(2)地域づくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢化・過疎化の進行が著しい集落では、集落維持・再生活動が困難となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		0	
			平成23年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う	集落維持・再生活動の活性化	1,500
			平成24年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う	集落維持・再生活動の活性化	3,000
			平成25年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う	集落維持・再生活動の活性化	5,000
具体的な実施内容	少子高齢化が著しく進み集落の維持・再生が困難な集落を支援するため、集落支援員を設置し集落維持・再生に繋がる活動を展開する。 国や府の支援策も活用しながら、市として一体感のある施策で地域実態に即した集落維持活動を支援。					
事業の目的	高齢化、過疎化が進む集落の維持・再生活動の支援					
事業の効果	集落の明るい展望を持った活動が展開できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	総合振興計画策定事業	細事業名		新継区分	新規事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方自治法		
	2 住民自治の地域づくりを進める		南丹市総合振興計画審議会条例		
	(2)地域づくり				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 24 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	南丹市発足とともに策定した南丹市総合振興計画は前期計画(20～24)の終期が近づき、前期計画の評価や社会情勢の変化を踏まえた平成25年からの後期計画の策定が必要。	平成22年度 予算現額			0
		平成23年度	総合振興計画審議会を開催し、後期計画の策定に向けて協議を行う。 まちづくりアンケートの実施と集約を行う。 前期基本計画の達成状況の確認と評価、課題の掘り起こし。	審議会の開催(5回)	1,333
		平成24年度	総合振興計画審議会を開催し、市民意見を十分反映した後期計画の策定を行う。 策定した計画の公表を行う。	審議会の開催(5回) パブリックコメントの実施	1,300
具体的な実施内容	南丹市の10年後を展望した南丹市総合振興計画基本構想の達成のため、前期基本計画の中間見直しのうえに立ち、審議会の協議やより多くの市民意見を取り入れながら、後期基本計画を策定する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成25年度		0
事業の目的	南丹市総合振興計画「基本計画」の後期計画を策定する。				
事業の効果	市民とともに前期5か年の集約を行うなかで、後期基本計画を明らかにすることで、市民の絆や郷土への誇りを高め、多彩な地域資源を活かしたまちづくりを推進する。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	パートナーシップ推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例			
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(1) 協働と市民参画の仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例に基づき、市民が主体的に行政運営に関わることのできる仕組みづくりなど、具体的な取り組みが求められる。		平成22年度 予算現額			220
			平成23年度	市民参加と協働の推進に関する条例を周知し、まちづくりのために自ら行動する意識の醸成を促す。 また、大学等との連携により、一層の発展をめざす方向性を探るための意見交換や学習のための機会をつくる。	学習や情報共有のための取り組みに参加する人の増加をめざす。	250
			平成24年度	市民参加と協働の推進に関する条例を周知し、まちづくりのために自ら行動する意識の醸成を促す。 また、大学等との連携により、一層の発展をめざす方向性を探るための意見交換や学習のための機会をつくる。	学習や情報共有のための取り組みに参加する人の増加をめざす。	250
			平成25年度	市民参加と協働の推進に関する条例を周知し、まちづくりのために自ら行動する意識の醸成を促す。 また、大学等との連携により、一層の発展をめざす方向性を探るための意見交換や学習のための機会をつくる。	学習や情報共有のための取り組みに参加する人の増加をめざす。	250
具体的な実施内容	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例に基づき、参加や協働の方針を明記する実施計画の策定を行い、市民に情報提供する。 また、市民参加や協働の適切な推進のため、条例に基づく第三者機関を設置し、市民とともに作るまちの仕組みを定着させて自立した活力ある地域づくりを推進する。					
事業の目的	行政運営に市民が参画する土壌を構築する。					
事業の効果	「自らのまちづくりは自らの手で行う」という意識を市民が持つ。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	審議会等市民参画推進事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等			
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる				
	(2) 政策決定や計画段階での協働				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	開かれた市政の推進、市民と協働で進める市政の運営が求められ、政策の決定や計画段階での市民の参画を積極的に進める必要がある。	平成22年度 予算現額			0
		平成23年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。さらに各種委員の募集状況や開催状況の公表を推進する。	方針決定の場への参画市民の拡大を目指す。	0
		平成24年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。さらに各種委員の募集状況や開催状況の公表を推進する。	方針決定の場への参画市民の拡大を目指す。	0
		平成25年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。さらに各種委員の募集状況や開催状況の公表を推進する。	方針決定の場への参画市民の拡大を目指す。	0
具体的な実施内容	行政の各種計画の樹立や管理運営に関し、市民が参画する仕組みづくりを検討する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	市政に参画する市民を増やす。				
事業の効果	まちづくりに対する市民の主体性の向上。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	まちづくり活動支援事業		細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる						
	(3)実施段階での協働						
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	身近な課題解決のために、市民ができることを市民自身が取り組む土台づくりが必要である。		平成22年度 予算現額			2,000	
			平成23年度	まちづくり活動支援交付金により市民提案の公益的活動への支援を行う。公共を担う新たな地域振興組織の確立と支援交付金制度の創設を検討する。	協働事業の拡充と定着を目指し、まちづくり事業を担う市民の増加を図る。	5,000	
				平成24年度	まちづくり活動支援交付金により市民提案の公益的活動への支援を行う。公共を担う新たな地域振興組織の確立と支援交付金制度の創設を検討する。	協働事業の拡充と定着を目指し、まちづくり事業を担う市民の増加を図る。	10,000
					平成25年度	まちづくり活動支援交付金により市民提案の公益的活動への支援を行う。公共を担う新たな地域振興組織の確立と支援交付金制度の創設を検討する。	協働事業の拡充と定着を目指し、まちづくり事業を担う市民の増加を図る。
具体的な実施内容	「南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金」により、主体的な市民活動への支援を行い、地域課題の解消や魅力あるまちづくりの推進など、市民が持つ様々な能力を発揮し、積極的に公共の担い手として活動できる仕組みをつくる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	市民の手による元気な地域づくりの展開を目指すとともに、地域の課題等の解決を図る。						
事業の効果	まちづくりに積極的に参画する市民を増やし、自らの地域を自らの手で築く意識の高揚と、新たな市民活動が創出される。						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	広聴活動事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(4)より多くの市民参画					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度					
現状の課題	市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成22年度 予算現額			34
			平成23年度	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	市民の市政への理解が深まるとともに、市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	34
			平成24年度	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	市民の市政への理解が深まるとともに、市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	34
			平成25年度	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	市民の市政への理解が深まるとともに、市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	34
具体的な実施内容	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。					
事業の目的	市政懇談会では市幹部が市政の課題を説明し、市民の声を聞く。出前講座では市民団体の活動に役立てるため団体の集まりに市職員が講師として出向く。					
事業の効果	市政に対する意見や提言を広く聞くことができ、市民ニーズに応じた市政運営ができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	達人バンク推進事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等			
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる				
	(5)南丹市達人バンク(仮称)の設置				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		25	
具体的な実施内容		平成23年度	達人バンク制度の運用と地域への周知。	達人バンクへの登録者の増加 達人を活用した地域活動の増加	25
事業の目的		平成24年度	達人バンク制度の運用と地域への周知。	達人バンクへの登録者の増加 達人を活用した地域活動の増加	25
事業の効果		平成25年度	達人バンク制度の運用と地域への周知。	達人バンクへの登録者の増加 達人を活用した地域活動の増加	25

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	産官学公連携協議会推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる					
	(1)連携のための仕組みづくり					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	異業種のノウハウを結集して、地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりを進める必要がある。	平成22年度 予算現額			523	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	523
			平成24年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	523
			平成25年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	523
具体的な実施内容	産官学公連携協議会及び4プロジェクトが行う事業への補助。					
事業の目的	市民だけでなく、異業種間の意見を聞き、地域発展の仕組みづくりを考える場とする。					
事業の効果	各層での思いをまとめ、地域振興に寄与する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	佛教大学連携事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる					
	(2)ともに育む「教育のまち南丹市」					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	学生等の交流が少なく、ともに新しいまちづくりの構想を考える機会が少ない。		平成22年度 予算現額			155
			平成23年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	200
			平成24年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	200
			平成25年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	200
具体的な実施内容	南丹市と協定している佛教大学との連携により、まちづくりを考えるフォーラムの開催や、大学生の受け入れを行う。					
事業の目的	都市住民(学生)との交流により、新たなまちづくりを考える機会を作る。					
事業の効果	都市住民(学生)との交流により、新たな発想が出てくる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	新規就農支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法			
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(2)産業を担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農業をめぐる環境は従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う担い手の減少が顕在化している。そのため新規就農希望者の受入は必要であるが、受け入れる体制(空き家、農地、指導者等)が一体的に準備できていない。	平成22年度 予算現額			3,600	
		平成23年度	新規就農研修 償還助成件数8件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	4,400	
			平成24年度	新規就農研修 償還助成件数11件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	6,080
				平成25年度	新規就農研修 償還助成件数10件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。
具体的な実施内容	研修を必要とする新規就農志望者で、その研修に要する経費の一部を支援する。また、研修後引き続き5年以上市内において営農する者に研修資金償還がある場合、償還金の一部を助成する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	農業の担い手が不足しているため、意欲のある新規就農者を育成する。					
事業の効果	新規就農者の育成により地域農業の活性化を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	担い手養成実践農場整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法			
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(2)産業を担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農村の過疎化、農家のサラリーマン化により農業の担い手不足が進んでいる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		1,500	
			平成23年度	研修者が研修を行うハウス、農業機械等の整備に係る費用へ支援をおこなう。また、研修者が研修集落内での活動の円滑化を支援していただく「担い手づくり後見人」の活動について謝礼をおこなう。	新たな農業者の確保により農地の保全と地域の活性化につながる。	1,250
			平成24年度	研修者が研修を行うハウス、農業機械等の整備に係る費用へ支援をおこなう。また、研修者が研修集落内での活動の円滑化を支援していただく「担い手づくり後見人」の活動について謝礼をおこなう。	新たな農業者の確保により農地の保全と地域の活性化につながる。	1,800
			平成25年度	研修者が研修を行うハウス、農業機械等の整備に係る費用へ支援をおこなう。また、研修者が研修集落内での活動の円滑化を支援していただく「担い手づくり後見人」の活動について謝礼をおこなう。	新たな農業者の確保により農地の保全と地域の活性化につながる。	1,800
具体的な実施内容	新規就農希望者を対し、ソフト面とハード面との両方の観点から、技術習得から就農までを一貫して支援する実践的な研修の場として「実践農場」を整備を支援することにより、現在の懸案事項である担い手不足、耕作放棄地の増加の解消を図る。					
事業の目的	新規就農希望者の研修地の整備を行うことにより、新規就農希望者の技術の向上と地域への定着化を推進する。					
事業の効果	新規就農希望者を支援することにより、担い手の育成・確保が期待できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農地利用集積事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法			
	5 未来を担う人づくりを進める		食料・農業・農村基本法			
	(2)産業を担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農家の高齢化、サラリーマン化等により、農業の担い手が不足しており、農地の荒廃が懸念されている。	平成22年度 予算現額			0	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	「農地集積円滑化団体」を通じて利用権設定を行う担い手に対し、集積した面積に応じて交付金を交付する。	1経営体 10ha	2,000
			平成24年度	「農地集積円滑化団体」を通じて利用権設定を行う担い手に対し、集積した面積に応じて交付金を交付する。	1経営体 10ha	2,000
			平成25年度	「農地集積円滑化団体」を通じて利用権設定を行う担い手に対し、集積した面積に応じて交付金を交付する。	1経営体 10ha	2,000
具体的な実施内容	農業生産法人や認定農業者が、「南丹市農業経営基盤強化基本構想」に位置づける、「農地集積円滑化団体」を通じて、農用地に対し面的に利用権設定された農地の面積に応じて交付金を交付することにより、営農基盤の強化、経営の安定化を図るとともに、地域内での耕作放棄地の発生の予防と解消を図る。					
事業の目的	農地を面的に集積することにより、営農の省力化・効率化を図るとともに、耕作放棄地の解消を図る。					
事業の効果	農地を面的に集積することにより農業生産法人・認定農業者の非効率的な営農が解消される。また、地域の農地の利用促進が進むことにより、耕作放棄地の解消につながる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	まちづくり活性化支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民や地域が一体となり、自らの地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす活動をおこなっていくことがむずかしい。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		219	
			平成23年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言をしてもらえる。	219
			平成24年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言をしてもらえる。	219
			平成25年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言をしてもらえる。	219
具体的な実施内容	地域が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす組織の活動を支援する。					
事業の目的	市民が集い意見を交わす中で、地域発展の仕組みづくりを考える土台作りを目指す。					
事業の効果	まちづくり及び地域振興の発展に寄与する。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	国際交流事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	著しい国際化の中で、適切な国際感覚の定着は不十分で、外国人との友好的な関係を築くうえで、様々な体験等を通じた異文化理解の意識の高まりが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		2,000	
			平成23年度	財)南丹市園部国際学園都市センターや南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や情報提供のできる窓口設置 ・市民が気軽に参加できる国際交流に関する交流・体験・啓発の事業実施 ・主体的に活動する国際交流協会会員の増加 	2,000
			平成24年度	財)南丹市園部国際学園都市センターや南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や情報提供のできる窓口設置 ・市民が気軽に参加できる国際交流に関する交流・体験・啓発の事業実施 ・主体的に活動する国際交流協会会員の増加 	2,000
			平成25年度	財)南丹市園部国際学園都市センターや南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や情報提供のできる窓口設置 ・市民が気軽に参加できる国際交流に関する交流・体験・啓発の事業実施 ・主体的に活動する国際交流協会会員の増加 	2,000
具体的な実施内容	適切な国際感覚を養うため、市民等を対象とした各種交流事業を実施する。また、市民により組織された国際交流協会の活動を支援する。					
事業の目的	適切な国際感覚を身につけ、外国人との友好的で良好な関係を築く。					
事業の効果	国際感覚が身につくことで、国際社会に対応し、南丹市から世界に情報発信できる人材が育成できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	広報広聴推進事業	細事業名	ホームページ充実事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市広報広聴事務取扱規程			
	6 行財政改革を推進する					
	(1) 情報公開と電子自治体の構築					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	利用者にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		63	
			平成23年度	誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページづくりに取り組む。CMS導入の検討のため各課の希望を集約したテキストを具体化する。	アクセス数:前年度比10%増	63
			平成24年度	誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページづくりに取り組む。CMSを導入し各課が直接、ホームページを更新する。	アクセス数:前年度比10%増	11,759
			平成25年度	誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページづくりに取り組む。CMSを導入し各課が直接、ホームページを更新する。	アクセス数:前年度比10%増	3,063
具体的な実施内容	情報をリアルタイムで全国に発信できる手段であり、常に最新の状態を掲載している。誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページを目指している。					
事業の目的	現在の市のまちづくりの方向や方針、生活に役立つ公益性のある情報の提供、制度の詳しい説明、観光情報などを発信する。					
事業の効果	時間や場所に関係なく、各家庭で必要とする情報入手できる。そのため市政への理解が深まり、市民のニーズに応じた市政を運営することが可能である。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	広報広聴推進事業	細事業名	広報充実事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市広報広聴事務取扱規程			
	6 行財政改革を推進する					
	(1) 情報公開と電子自治体の構築					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を行う。	平成22年度 予算現額			6,025	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)については行事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各13,000部)	市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	6,025
			平成24年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)については行事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各13,000部)	広報アンケートを実施し、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	6,081
			平成25年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)については行事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各13,000部)	市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	6,025
具体的な実施内容	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)及び「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)各13,000部を市内各戸に配布し、市民へ行政情報の提供を行う。					
事業の目的	現在の市のまちづくりの方向や方針について、市民の誰にもわかりやすい説明を行う。生活に役立つ公益性のある情報の提供や行政情報を集約し、的確に伝える。					
事業の効果	市政への理解が深まる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	電子自治体推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(1) 情報公開と電子自治体の構築					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	制度改正や新規事業及びハードウェアの故障等に対応し、情報システムの効率的な運用と安定稼動のため、不断に保守管理を行うとともに技術革新の早い情報システムの更新に向けた検討が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		59,421	
			平成23年度	行政情報システムの保守と機器更新	情報システムの安定稼動により、市民へのサービスの確保が行える。	52,176
			平成24年度	行政情報システムの保守	業務用端末550台、サーバー、ネットワーク機器等の更新。	182,176
			平成25年度	行政情報システムの保守	情報システムの安定稼動により、市民へのサービスの確保が行える。	52,176
具体的な実施内容	庁内各業務システムの管理運営を通じて、南丹市の電子自治体化を推進する。					
事業の目的	南丹市の保有する情報資産を保護し、行政情報システムを継続的かつ効率的に運用することを目的とする。					
事業の効果	市民の個人情報及び市政に関する重要情報を保護し、システムの継続的かつ効率的な運用により、安定した行政サービスの提供と市民の信頼の確保ができる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 財政課

(単位:千円)

事業名	活性化推進基金	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	旧合併特例法			
	6 行財政改革を推進する		基金条例			
	(2) 効率的な行財政運営					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	財政状況が厳しい中、今後の南丹市民の連携の強化及び均衡ある地域振興を図る事業の財源確保のため。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	合併特例債を活用した基金の造成及び基金条例に基づく運用利息の積立	充当財源の合併特例債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。	404,000
			平成24年度	合併特例債を活用した基金の造成及び基金条例に基づく運用利息の積立	充当財源の合併特例債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。	408,000
			平成25年度	合併特例債を活用した基金の造成及び基金条例に基づく運用利息の積立	充当財源の合併特例債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。	412,000
具体的な実施内容	新市建設計画の財政計画で位置づけられた「合併市振興基金」を上限額24億円まで積み立てる。平成22年度から平成27年度の6年度間で4億円ずつ積み立てる。(4億円×6年度)					
事業の目的	地域住民の連携の強化又は合併市区域内の地域振興等の財源確保のための基金					
事業の効果	充当財源の合併特例債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市長直轄組織 総合政策室

(単位:千円)

事業名	行政評価推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(2) 効率的な行財政運営					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度以降、行政評価に取り組み、予算編成への活用等一定の成果はあるが、評価の過程における議論や予算枠配分後の各部局における事業の取捨選択など、評価の結果が十分活かされているとはいえない。 公益法人等が合併前のままであり、多額の市費を投入しながら存在している。 		平成22年度 予算現額			7,648
			平成23年度	行政評価 市民意識調査 公益法人等改革	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価 5回 内部事業評価 400事業以上 市民意識調査 1回 公益法人等の在廃の方向性の決定 	7,306
			平成24年度	行政評価 市民意識調査 公益法人等改革モニタリング委員会	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価 5回 内部事業評価 400事業以上 市民意識調査 1回 公益法人等改革モニタリング委員会 4回 	1,302
			平成25年度	行政評価 市民意識調査 公益法人等改革モニタリング委員会	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価 5回 内部事業評価 400事業以上 市民意識調査 1回 公益法人等改革モニタリング委員会 4回 	1,302
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業評価、施策評価の過程において、施策目標の達成に向けた議論ができ、効率的で効果的な事業展開を進める。 公益法人等改革の方向性を導く。 					
事業の目的	効率的で効果的な行財政運営を確立するとともに、まちづくりに有効的な事業を展開する。					
事業の効果	総合振興計画に基づいた中で、市民等のニーズを的確に捉えた事業の展開が効率よく推進できる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	諸証明発行サービス事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律		
	6 行財政改革を推進する				
	(2) 効率的な行財政運営				
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	過疎化が進んでいるなか、住民の利便性につなげるサービスが求められる。	平成22年度 予算現額			759
		平成23年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	さらに広報し、取扱い件数を1ヶ月120件、年間1,440件とする。	759
		平成24年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	さらに広報し、取扱い件数を1ヶ月120件、年間1,440件とする。	759
		平成25年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	さらに広報し、取扱い件数を1ヶ月120件、年間1,440件とする。	759
具体的な実施内容	住民票の写し等の証明書交付事務を市内6ヶ所の郵便局において取り扱う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	過疎地域における住民サービスの向上を目指す。				
事業の効果	身近な郵便局で証明書が交付できるため、高齢者や交通弱者の利便性が向上する。				

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 財政課

(単位:千円)

事業名	未利用財産の適正管理及び処分	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市公有財産規則			
	6 行財政改革を推進する		南丹市市有土地の処分に関する規則			
	(2)効率的な行財政運営		南丹市公有財産等の処分等に関する検討委員会要綱			
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市有地等の中には有効活用されず、単に市の財産として保有している土地等にも管理経費が必要となるため、早期にこれら財産の活用方針や処分方針の検討が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		4,741	
			平成23年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③宅建業者の媒体を活用した市有地の早期処分 ④公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	4,741
			平成24年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③宅建業者の媒体を活用した市有地の早期処分 ④公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	4,741
			平成25年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③宅建業者の媒体を活用した市有地の早期処分 ④公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	4,741
具体的な実施内容	未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。					
事業の目的	①未利用土地の維持管理を図る。 ②未利用土地の早期処分により、管理経費の削減とともに税外収入の確保を図る。					
事業の効果	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②未利用土地の処分により、管理経費が削減されるとともに、税外収入の確保や債務の減少につながる。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 人事秘書課

(単位:千円)

事業名	職員研修事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方公務員法（第38条 研修）			
	6 行財政改革を推進する		南丹市職員服務規程（第8条 研修）			
	(3)行政サービスと職員の資質向上					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、研修が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成22年度 予算現額		923	
			平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	923
			平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	923
			平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	923
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なテーマ設定による、独自の庁内研修(全体及び階層別)の企画、実践。 ・職場外研修への職員の積極的な派遣。 					
事業の目的	市民の信頼に応えることのできる人材づくりを目指し、職員の意識改革、能力向上と職場の活性化を図る。					
事業の効果	職員の資質向上と良好な職場環境の構築。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	庁舎整備検討事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(4) 施設配置の見直しと庁舎の整備					
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 24 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	現庁舎は建築後30年余りが経過し耐震性に問題があり、大地震の災害時の復旧・復興の拠点として機能できない。狭隘であり機構集中、行政需要の拡大に伴い窓口が分散化し行政サービス上、業務上も非効率である。		平成22年度 予算現額			0
			平成23年度	・本庁舎耐震診断の実施 ・(仮)市役所本庁舎整備検討委員会を設置し、整備方針、整備方法等を検討する。	耐震診断により、庁舎の耐震補強等効果を検証する。	9,000
具体的な実施内容	庁舎の耐震診断を実施するとともに、(仮)市役所本庁舎整備検討委員会を設置し、庁舎の整備方針・整備方法等を検討する。		平成24年度	・(仮)市役所本庁舎整備検討委員会での検討結果に基づき、整備の方向を見い出す。	庁舎整備の基本方針を策定する。	1,000
事業の目的	南丹市の防災拠点としての位置づけをしながら、窓口等の市民サービスの向上と情報化、省エネ化に対応する市役所本庁舎の整備計画の策定を目指す。		平成25年度			0
事業の効果	市民にとって利用しやすい市役所の実現と災害時の初動環境が確保される。				0	